

# 還 付 請 求 権 讓 渡 通 知 書

千葉県自動車税事務所長 様

<p><b>譲渡人</b> (納税義務者)</p> <p><b>住所・所在地</b> _____</p> <p><b>氏名・名称</b> (代表者役職・氏名) _____</p> <p><b>電話番号</b> _____</p>	<p>実印</p>	<p><b>住所・所在地</b> _____</p> <p><b>譲受人 氏名・名称</b> (代表者役職・氏名) _____</p> <p><b>電話番号</b> _____</p>
--	-----------	--

◎ 過誤納還付金振込口座(譲受人と同一名義の口座に限ります。)

金融機関名	本・支店名	口座の種別及び番号	口座名義
銀行 信用金庫 労働金庫 協同組合	本店 支店 出張所	普通 当座 その他 ( )	No. _____ (カナで記入してください)

私(譲渡人)は、下記過誤納還付金(還付加算金含む。)に係る還付請求権を、上記譲受人に\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日に譲渡したので通知します。

記

自動車登録番号							還付の発生事由及び年月日	過誤納額
1. 千葉	2. 習志野	3. 千	4. 袖ヶ浦	5. 野田	6. 成田	7. 柏	1. 抹消 _____年___月___日 (当該年度の2月末までに抹消登録するもの)  2. 誤納 _____年___月___日  3. その他 ( ) _____年___月___日	_____円  ※ 抹消の場合は、抹消登録月の翌月から年度末までの月割課税額
かな								
税 目				年 度				
1. 自動車税		2. 自動車取得税		年 度				

**【備考】※必ずお読みください。**

- 1 この書類は、**還付の事由が発生した日から10日以内**(休日等の場合はその翌日)に自動車税事務所に届くよう提出してください。それ以降に提出されたものについては、納税義務者に還付される場合があります。
- 2 **抹消登録が済んでいない場合は、受理できません。(抹消登録日を必ず記入し、抹消が確認できる書類の写しを添付してください。)**
- 3 この書類を提出されても、譲渡人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当し、充当後の残額が還付されます。したがって、過誤納額と還付金額は必ずしも一致しませんので、御注意願います。
- 4 過誤納還付金は口座振り込みにより還付します。
- 5 譲渡人は、**実印を押印の上、印鑑証明書(原本)を必ず添付**してください。住所を変更している場合は住民票等(コピー可)が必要です。
- 6 納税義務者が死亡しており相続人が譲渡人である場合は、相続人代表者指定(変更)届出書その他の添付書類が必要ですので、必ず事前に下記宛お問い合わせください。
- 7 **提出された還付請求権譲渡通知書及び添付書類については、返却いたしませんので御了承ください。**

**送付先・問合せ先 〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11 千葉県自動車税事務所還付課 TEL 043-243-2721**